

# 確定申告が必要な方

① 営業、不動産所得などがある

方で、所得税額が生じる方

② 年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な方

③ 年末調整済みだが、他に20万円を超える所得がある方など

\* 税制改正で公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要となりましたが、所得控除(扶養控除や医療費控除など)を追加する場合は、住民税の申告が必要となりますので注意してください。

## 国民健康保険

### 加入者の方

世帯の総所得が一定額以下の場合、国民健康保険税が減額さ



れます。

平成26年分の収入がなかった方、非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけであった方は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が減額となりませんの

## 各種所得控除

- ▷ 社会保険料控除—健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書
  - ▷ 生命、地震保険料控除—生命、地震保険控除証明書
  - ▷ 障害者控除—障害者手帳など
  - ▷ 配偶者特別控除—配偶者の収入がわかるもの
  - ▷ 医療費控除—病院・薬局の領収書(受診者別、病院・薬局ごとにまとめてください)、医療費の明細書(領収書を集計し、記入したもの)、介護保険施設などが発行する医療費控除対象分の「利用料領収証」
- ◆ 窓口での明細書作成は時間がかかり混雑しますので、事前にご自身で作成するなど、ご協力をお願いします。

## 医療費控除について

前年中に、自己または生計を一にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費控除額」となります。

- 保険金や高額療養費などで補てんされた金額は、支払った医療費から除きます。
- 医療費控除は所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません。

で、忘れずに申告しましょう。必ず印鑑を持参してください。申告の際に持参するもの。【共通】収入がわかるもの。(給与・年金の方は、源泉徴収票の原本(コピー不可)、印鑑) ◆ 還付申告の場合 申告者名義の預貯金口座がわかるもの(通帳など)

準備はお早めに

# 確定申告

■ 問合せ  
税務財政課税務グループ  
☎74-3003